

令和6年度第6回教育委員会会議日程

開催期日 令和6年8月28日（水）

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場2階会議室7

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第11号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件（非公開）

日程第5 報告第12号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第6 報告第13号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第7 報告第14号 就学指定校変更認定の件（非公開）

日程第8 報告第15号 令和6年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件（非公開）

日程第9 議案第23号 令和7年度使用小学校用教科用図書採択の件

日程第10 議案第24号 令和7年度使用中学校用教科用図書採択の件

日程第11 議案第25号 令和7年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択の件

日程第12 議案第26号 芽室町中央公民館指定管理者の指定の件

日程第13 議案第27号 令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 1 1 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件（非公開）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、認定を廃止することとしたので、報告します。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- イ 町民税の非課税又は減免を受けた者
- ウ 個人事業税の減免を受けた者
- エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）
- オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者
- カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

- ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合
- イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者
- ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合
- エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合
- オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第5

報告第12号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和6年8月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度就学援助認定総括表(8月認定者)

(令和6年8月1日現在)

申請世帯	2	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	2	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	2	世帯
経済的困窮世帯	2	世帯
児童扶養手当受給世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校				1		1	2
上美生小学校							0
芽室西小学校					1		1
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	1	1	1	3

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校		1		1
合計	0	1	0	1

◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計 4

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計 0

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0

合計 0

令和6年度就学援助認定総括表

(令和6年8月1日現在)

申請世帯	113	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	105	世帯
要保護世帯	0	世帯
準要保護世帯	105	世帯
経済的困窮世帯	33	世帯
児童扶養手当受給世帯	67	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	6	世帯
認定廃止世帯	2	世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	113	105	6	0	10.1

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	14	7	11	11	8	17	68
上美生小学校							0
芽室西小学校	3	5	6	4	3	6	27
芽室南小学校							0
合計	17	12	17	15	11	23	95

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	14	13	16	43
上美生中学校	1		1	2
芽室西中学校	2	2	6	10
合計	17	15	23	55

合計 150

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
8	6	6	6	1	8	35
						0
2	4	4	3	2	2	17
						0
10	10	10	9	3	10	52

(中学校)

1年	2年	3年	計
5	8	11	24
1		1	2
2	1	6	9
8	9	18	35

合計 87

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校		1	1		1	2	5
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1				1	3
芽室南小学校							0
合計	1	2	1	0	1	3	8

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2			2
上美生中学校				0
芽室西中学校		1		1
合計	2	1	0	3

合計 11

○要保護の停止・廃止

芽室小学校	3年	1人
芽室中学校	1年	1人
	3年	1人

○町民税非課税・減免

芽室小学校	1年	1人
	4年	1人
	5年	1人
	6年	1人
芽室西小学校	6年	1人
芽室中学校	2年	1人

○国民年金保険料免除

芽室小学校	5年	1人
-------	----	----

日程第 6

報告第 1 3 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

令和元年6月17日条例第16号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が芽室町内に居住していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第7

報告第14号

就学指定校変更認定の件（非公開）

学校教育法施行令第8条の規定に基づき就学指定校の変更について、報告します。

令和6年8月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

就学指定校変更許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第8条に規定する指定校変更について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

<条件>

1. 申請時において芽室町民であること。
2. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を持つことを承諾すること。
3. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
4. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

事 由		許可基準	許可期間	必要書類等	
1	途中転居	小学校6年以上の学年	在学中に通学区域外に転居した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで※	印鑑
		小学校5年以下の学年		学期末まで	
2	転居予定	転居予定地の通学区域指定校にあらかじめ通学を希望する場合	転居するまでの期間	建築確認書・売買契約書・工事契約書・譲渡決定通知書等事実を証することができる書類	
3	兄姉が指定校とは別の学校に在籍している場合	兄姉が在籍する学校に弟妹も兄姉と同じ学校に通学を希望する場合	兄または姉が卒業するまで	印鑑	
4	身体的理由	病気治療または心身上の理由があり指定校への通学が困難な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書	
5	いじめ・不登校	在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書	
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等	教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの	

※小学校6年時に途中転居し、保護者が引き続き従前の住所地を通学区域とする中学校への入学を希望する場合についても同様とする。

適用年月日 平成25年3月1日

日程第 8

報告第 15 号

令和 6 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村
別結果掲載の件（非公開）

令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、北海道教育委員会
が作成する北海道版結果報告書に、市町村別の結果を掲載することに同意することと
したので、報告します。

令和 6 年 8 月 28 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第9

議案第23号

令和7年度使用小学校用教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、令和7年度使用の小学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

令和6年8月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

令和7年度に使用する小学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、令和5年8月8日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択する。

小 学 校	
種 目	発 行 者 名
国 語	教 育 出 版 (株)
書 写	教 育 出 版 (株)
社 会	東 京 書 籍 (株)
地 図	(株) 帝 国 書 院
算 数	東 京 書 籍 (株)
理 科	教 育 出 版 (株)
生 活	教 育 出 版 (株)
音 楽	教 育 出 版 (株)
図 工	日 本 文 教 出 版 (株)
家 庭	開 隆 堂 出 版 (株)
保 健	(株) G a k k e n
英 語	教 育 出 版 (株)
道 徳	東 京 書 籍 (株)

令和6年度から使用する小学校用教科用図書における採択結果

(第12地区教科書採択教育委員会協議会)

種 目	発行者	理 由
国 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言語活動の具体的な場면을、イラストや図版で分かりやすく示したり、昔話の読み聞かせや古典を音読して、面白いと思ったところ、感じたことを発表する活動を取り上げるなど工夫がされていること。 ・ 「話すこと・聞くこと」について、児童の発達段階に応じて、司会、記録、提案者など役割に気を付けて話し合う活動や、立場を明確にして話し合うミニディベート、パネルディスカッションを取り入れ、それぞれの活動後には振り返りも設定されており、日常生活における人との関わりについて、伝え合う力を高め、思考力や想像力を養うための工夫がされていること。
書 写	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・ 硬筆と毛筆の関連について、「横画」や「縦画」などの筆使いや、点画の書き方への理解、筆圧などの注意といった毛筆で学んだことを生かして硬筆で書く活動を通し、硬筆による書写の能力の基礎を身に付けさせる学習活動を取り上げるなど工夫がされていること。 ・ 身に付けた書写の力を学習活動に生かす題材「レッツ・トライ」の中で、ノートやメモの書き方に加え、暑中見舞いや短歌、小筆を使った俳句など日本の伝統的な慣習・文化の学習にも配慮がされており、多様な文字文化に関心をもち、幅広い知識と教養を高めるよう工夫がされていること。
社 会	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の国土の自然や自然災害の防止及び北海道に関わりのある内容などについて、より児童の発達段階に即した配慮がされており、児童の興味・関心を生かすための構成に工夫がされていること。 ・ 社会科特有の様々な知識・技能や思考・判断・表現力等の育成の観点等を重視し、より児童の課題意識を高め、より主体的に追究する学びの展開に配慮がされていること。
地 図	帝国書院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広い視野から地域社会や我が国の国土に対する理解を一層深め、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きていくための知識・技能を身に付けるために、より主体的・対話的で深い学びに資する内容構成等に工夫がされていること。 ・ 「地図マスターへの道」や「防災マップ」の具体的な作り方を掲載したりするなど、より社会的な見方・考え方を働かせたりする活動に配慮がされていること。
算 数	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的・対話的で深い学びについて、班で別れて課題を設定し、現状を数値で把握し、より詳しく調べるためにグラフや表を活用して気付いたことを話し合う活動を設定するなど、児童の主体性を高める課題や班で話し合うという対話の時間を設け、より深い学びにつなげようとする工夫がされていること。 ・ 身に付けた知識及び技能を生活や学習に活用しようとする態度の育成の観点から、吹き出しを使い、問題解決しようとする姿や発展的に学習しようとする姿を例示したり、日常生活と連動した内容を掲載し、より身近なものや事象から数学的処理の仕方を身に付ける工夫がされていること。

種 目	発行者	理 由
理 科	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道に関する掲載数が63箇所と数多く、十勝に関する資料も4箇所取り上げられており、子どもたちの興味・関心が高まり、学習意欲の向上が図られること。 ・児童が自然の事物・現象に関心や意欲をもって主体的に関われるよう配慮するなど、生物と環境についての学習の後に、資料を通じて、生命・地球の内容区分で系統的・発展的に、興味・関心をもって学習できるように工夫がされていること。
生 活	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力の育成を目指すものであり、身近な人々、社会や自然と触れ合ったり、関わったりする活動を通して、地域に愛着をもち、自分たちの遊びや生活をよりよくするための気づきが確かなものとなるよう設定されていること。 ・中学年以降の学習につながるイメージができるよう、上学年の学習風景を写真で示しながら、社会科、理科、総合や外国語活動へのつながりを説明するなど工夫がされていること。
音 楽	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽の見方・考え方を働かせ、必要な資質・能力を育成するため、歌唱、器楽、音楽づくり、及び鑑賞などの様々な学習活動を通して、より我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを味わい、さらには北海道の地域素材にも工夫がされていること。 ・主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び及び協働的な学びへの対応が、より系統的・発展的に学習ができる内容構成等の配慮がされていること。
図画工作	日本文教出版	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの自主的で豊かな造形表現活動を促し、自ら課題を発見し、更なる追究・探究など意欲向上につながるよう全国の様々な造形活動や美術館の取組、伝統工芸、美術作品などを掲載したりするなどの工夫がされていること。 ・表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質や能力を育むための工夫がされていること。
家 庭	開隆堂出版	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な社会のために」の題材において、学習課題を設定し、見通しをもたせるとともに、SDGsを取り上げ、地域で行われているごみを減らすための工夫や取組を調べるなど、グループでその課題を議論・解決することなどを通して、考えを広げたり深めたりする活動を設定し、主体的・対話的で深い学びに資するような工夫がされていること。 ・小学校家庭科の学習内容である「衣食住の生活」と「消費生活・環境」の関連を図り、環境に配慮した衣服の手入れについて考えるなど、これまでの学習で身に付けた知識や技能を実際の生活に生かすことができるよう工夫されており、生活をよりよく変えていく力を培うような配慮がされていること。

種 目	発行者	理 由
保 健	Gakken	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体は密接に関係していることについて、自分自身の経験を基に、「心の発達」や「心と体のつながり」、「不安や悩みへの対処」について考え、話し合ったり、不安や悩みを抱えたとき、思春期などで困ったときの対処方法や相談窓口を取り上げているほか、いじめについても取り上げていること。 ・保健を科学的に捉える工夫がされており、インフルエンザや新型コロナなどウイルスの特性を取り上げたり、主な生活習慣病の病名を示し、それらに関する学びのほか、喫煙や薬物乱用の害、パソコンやタブレットによる健康への影響を取り上げるなど、より内容が充実していること。
英 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・聞くこと・読むこと・話すこと・書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る点において、夏休みの出来事や自分の将来の夢など、身近な事柄について、自分の考えや気持ちなどを話す活動の工夫がされていること。 ・子どもたちの興味や関心、身近な話題から徐々に広い世界へと目を向けさせる点では、北海道と関わりを持つ多くの話題性がある題材を取り上げる工夫がされていること。
道 徳	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の道徳性が養われるよう、言語活動や問題解決的な学習及び体験的な学習はもとより、より全ての内容項目が調和的に関わり合うように配慮され、いじめや北海道の地域素材にも十分配慮する中で、考え、議論するための多様な授業づくりに生かしやすい工夫がされていること。 ・自分の考えを可視化し、友達と考えを比べ、多様な感じ方や考え方があることに気付くことができる「考えるためのツール」をはじめ、道徳的価値に根差した問題を見つけ、多面的・多角的に考えながら進める授業展開などに対して、より具体的な配慮がされていること。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜すい）

（昭和三十八年十二月二十一日）

（法律第百八十二号）

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（平一〇法五四・平一一法八七・平一五法一一七・一部改正）

（教科用図書選定審議会）

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

（平二五法四四・一部改正）

（採択地区）

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

（平一一法一六〇・平二六法二〇・一部改正）

（教科用図書の採択）

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。
- 3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。
- 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。
- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

（平一〇法一〇一・平一一法一六〇・平一九法九六・平二六法二〇・平二七法四六・一部改正）

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抜粋）

（昭和三十九年二月三日）

（政令第十四号）

（採択の時期）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

（平一五政一一一・平二六政二九三・一部改正）

（同一教科用図書を採択する期間）

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

（平二政六六・平一二政三〇八・平一九政三六三・平二〇政二二四・平二六政二九三・一部改正）

○芽室町立学校管理規則（抜すい）

昭和51年12月22日

教委規則第6号

（教科書の採択）

第41条 学校において使用する教科書は、第12地区教科書採択教育委員会協議会の決定に基づき委員会が採択する。

日程第10

議案第24号

令和7年度使用中学校用教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、令和7年度使用の中学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

令和6年8月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

令和7年度に使用する中学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、令和6年8月7日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択する。

中 学 校	
種 目	発 行 者 名
国 語	教 育 出 版 (株)
書 写	教 育 出 版 (株)
社会 (地理的分野)	東 京 書 籍 (株)
社会 (歴史的分野)	東 京 書 籍 (株)
社会 (公民的分野)	東 京 書 籍 (株)
地 図	(株) 帝 国 書 院
数 学	東 京 書 籍 (株)
理 科	(株) 新 興 出 版 社 啓 林 館
音 楽 (一 般)	教 育 出 版 (株)
音 楽 (器 楽 合 奏)	教 育 出 版 (株)
美 術	日 本 文 教 出 版 (株)
保 健 体 育	(株) G a k k e n
技 術 ・ 家 庭 (技 術 分 野)	開 隆 堂 出 版 (株)
技 術 ・ 家 庭 (家 庭 分 野)	開 隆 堂 出 版 (株)
外 国 語	教 育 出 版 (株)
道 徳	東 京 書 籍 (株)

令和7年度から使用する中学校用教科用図書における採択結果

(第12地区教科書採択教育委員会協議会)

種 目	発行者	理 由
国 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知識や技能の習得、我が国の言語文化に親しむことについて、新聞社の意見や主張を通してメディアリテラシーへの関心を広げる学習活動や、和歌のリズムや内容の特徴を理解することで、自然や人間に対する作者の思いを想像して和歌を味わう学習活動が取り上げられていること。 ・ 北海道に関する教材が16か所で取り上げられており、北海道を身近に感じる学習内容とすることで、学習に対する意欲を高める工夫がされていること。 ・ 筆者の説明の意図をまとめる活動や、自分の生き方や社会との関わり方を振り返ることで、読書をする事への意義を理解する活動が取り上げられていること。
書 写	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字の大きさや調和のさせ方についての学習活動を通して、漢字と仮名の配列や行書の特徴を理解して日常の学習に生かすための工夫がされていること。 ・ 硬筆の学習活動の内容について、画の長さの違いや点画の方向などに気を付けながら字形を整え、筆順の大きなきまりを確かめて書く活動や、速く書きやすくするための工夫を考える活動を通して、目的や必要に応じて楷書や行書を選んで書く活動が設定されており、効果的に文字を書くことへの工夫がされていること。 ・ 点画の筆使いと字形、点画の省略や筆順の変化など、毛筆で学んだことを活かして硬筆で書く活動を通して、硬筆による書写の能力の基礎を身に付ける活動が取り上げられており、硬筆による書写の基礎的・基本的な知識や技能を学ぶことができるよう工夫されていること。
社 会 地理的分野	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・ 探究課題や学習課題を設定する活動や、学習のまとめやふり返りの場の設定など、主体的に課題解決を図る学習に取り組むことができるよう工夫されていること。 ・ 単元を貫く「探究課題」を設定するとともに、小集団での参加型学習である「みんなでチャレンジ」を配置し、グループでの対話を促すなど、より個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する取扱内容となっていること。 ・ 地理的特色の理解を深めたりする学習活動への配慮とともに、地域課題の解決策を議論し、提案したりするなど、主体的に学習を深める工夫がされていること。

種 目	発行者	理 由
社 会 歴史的分野	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・各単元の終わりや対話を深める際のコーナーを設けたり、現代的な諸課題を自分事と捉えるテーマが設定されており、多面的・多角的な考察や、思考・判断しながら議論する力を育てる工夫がされていること。 ・1時間の学習の流れを分かりやすくするため、学習課題、本文、資料、チェック&トライなどが定位置に配置されており、単元の構成では、章全体を通した「課題探求」を解決するため、「探求のステップ」を設けるなど、学習の流れと課題解決のプロセスが分かりやすく、無理なく学習に取り組めるよう工夫されていること。 ・学びを支えるツールとして、学習の導入、展開からまとめに至るまで、様々な場面において解説資料や動画のQRコンテンツが充実していること。
社 会 公民的分野	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌの人たちの歴史・文化等について、先住民族としての位置付けや国際的な関心の高まりに触れるなど、多面的・多角的で深い学習が展開できるよう工夫されていること。 ・地方自治に関わる学習において、芽室町の議会改革や地元高校生との意見交換会を取り上げ、北海道十勝の事例から地方自治を考察できるようにするなど、生徒の学習意欲を高める工夫がされていること。 ・人権に関わる学習において、旭川市のアイヌ語の地名表示板の写真とその経緯について掲載するなど、北海道に住む生徒や保護者の興味・関心を高める工夫がされていること。
地 図	帝国書院	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界州地図」において、世界各地の環境問題の取組を調べたりする活動への配慮が見られるとともに、創意工夫のあるイラストを配した鳥瞰図を掲載したりするなど、生徒の学習意欲を高める工夫がされていること。 ・すべての生徒にとって使いやすいフォントに配慮したり、カラーユニバーサルデザインに対応した色彩表現にするとともに、「歴史アイコン」、「公民アイコン」を示し、他分野の学習に活用するなど、系統的・発展的に学習できるような配慮がされていること。 ・日本の農業や工業と世界との貿易などの結び付きが分かりやすく示されているなど、「主体的・対話的で深い学び」などに資する構成になっていること。
数 学	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・「Q（考えてみよう・調べてみよう）」において、「補助発問」を手掛かりに、生徒が既習事項を生かす学びを促すことにより、主体的で数学的な活動を生み出す工夫がされていること。 ・論理的に考察したり、数学の有用性を感じ取ったりするなど、より深い学びへの展開が図りやすい工夫がされていること。 ・身に付けた知識や技能を実生活や学習で活用すること及び数学的な見方・考え方を働かせて問題を解決するための全体的な構成に優れていること。

種 目	発 行 者	理 由
理 科	啓林館	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的に探究する学習活動など、「主体的・対話的で深い学び」の充実に関わる内容の構成に優れていること。 ・3年間を通して学習がつながるよう系統的・発展的な構成がなされているとともに、「主体的・対話的で深い学び」の展開に資する内容構成を工夫するなど、内容が充実していること。 ・「みんなで探Qクラブ」などを掲載するとともに、SDGsに関する内容も多数取り扱っているなど、生徒の興味関心や学習意欲を高め、課題解決に向けて主体的に取り組むことのできる構成になっていること。
音 楽 一 般	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニークな活動を展開する音楽家から中学生へのメッセージを紹介したり、我が国とアジア地域の多様で豊かな声による表現を鑑賞をし、学んだことを整理する「Let's Try」のページを設けて学習を深める活動が設定されていること。 ・学習MAPとして示された「学習の進め方」と「教材」をもとに、見通しをもって主体的・協働的な学びを深められるよう工夫されていること。 ・アイコンやマークなどで活動例を示したり、楽曲のよさや魅力についてまとめるコーナーを掲載するなどの工夫がされているほか、さまざまな授業の実態に応じて使用できるようユニバーサルデザインにも配慮されていること。
音 楽 器 楽 合 奏	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・多彩な合奏曲を掲載したり、中学生に馴染みのある旋律を示すなど、生徒の学習意欲を高める工夫がされているほか、楽器の構え方などの詳細な写真を掲載したり、段階的に身に付く演奏の仕方を示したりするなど、主体的に学習に取り組むことができるよう工夫されていること。 ・楽器の名手からのメッセージ、「歌うように」、「伝えたいこと」、「心に響く音」などを写真入りで掲載するほか、内容の構成において、題材や活動のポイント、まとめを分かりやすく示す工夫がされていること。 ・様々な楽器で多様な音楽を表現できる合奏教材を掲載し、豊富な写真などで解説するとともに、QRコードを活用し模範演奏を視聴できるなど、学びを深める活動が設定されていること。
美 術	日本文教出版	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道と関わりのある作家の作品や道内地域のロゴマークなどが随所に取り上げられるなど、学びが身近な生活に結びつくよう工夫されていること。 ・視点の違いや構図を工夫しているほか、意図に応じて創意工夫し、美しく想像的に表現する活動を取り上げていること。 ・1年生教科書の冒頭「ようこそ美術の世界へ」において、3年間の学びが見通せるように構成されているなど、自分たちの学びがどこに向かおうとしているのかをコンパクトに示し、目標を明確に共有できるよう工夫されていること。

種 目	発行者	理 由
保 健 体 育	Gakken	<ul style="list-style-type: none"> ・健康や日常生活における水の役割や飲料水の確保、生活排水の処理について考えたりするなど、健康と環境に関する情報から課題を見つけ、その解決を目指した活動を取り上げることで、教科目標を達成することができるよう配慮されていること。 ・スポーツの意義や効果の学習において、スポーツが心と体や社会性に及ぼす効果について調べて・話し合う活動に取り組んだ上で、その学びを活かしてスポーツを日常的に行ったときの効果について考えるなど、思考力、判断力、表現力を育む活動に配慮されていること。 ・課題の発見や合理的な解決に向けた活動をバランス良く取り入れ、実生活、実社会の中で汎用的に生かすことができるよう工夫されていること。
技術・家庭 技術分野	開隆堂	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物育成の技術による問題解決」において、実習例を基に、その「問題の発見と課題の設定」から「評価・改善」まで段階ごとに示し、身近なものに関連付け主体的に学習に取り組めるよう工夫されていること。 ・各小項目の冒頭に授業の動機付けとなる「学習課題」を、最後には、「問題解決のふり返しシート」を掲載し、学習をふり返し、学びを深めることができるよう工夫されていること。 ・道具を使う項目については、「安全マーク」を付して注意すべき事項を細かく掲載するなど、生徒の安全安心に配慮し、学習意欲の向上につながる構成になっていること。
技術・家庭 家庭分野	開隆堂	<ul style="list-style-type: none"> ・「先輩からのエール」や地域での具体的な取組を随所に取り入れるなど、生徒が身近に感じ、学習に取り組みやすい工夫がされていること。 ・「消費・環境」、「防災」、「伝統文化」などのマークのほか、「暮らしの中のマーク」を多く紹介するとともに、「他教科」や「小学校」といったマークで、教科間や小学校で学んだ内容との関連付けもされるなど、生徒の学習意欲を高め、理解を深める工夫がされていること。 ・事故や災害時における対応などに多くのページを使用し、事故を未然に防止する工夫や災害後の対応などを細かく紹介しているほか、「考えてみよう」という欄を使いながら、生徒が主体的に学ぶことができる工夫がされていること。
英 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道との関わりや、小中の接続・一貫教育の推進に関わる内容が豊富にあるとともに、全学年の「Project」を通して、学んだことを生かして取り組むことができるよう工夫されていること。 ・宇宙ゴミについてのニュースを読むことや、宇宙でどんなことをしたいかを話し合うことなどを組み合わせる学習活動など、「どんなことをしたいか」という観点を重視し、生徒の主体性を引き出す工夫が随所に見られるとともに、デジタル教科書の取扱いについても、発達段階に応じて学習内容の確実な定着を図る工夫がされていること。 ・第3学年では、どんな進学先を選ぶかについてやり取りする活動から、「中学生の夢」について発表する活動へ展開するなど、系統的・発展的な学習はもとより、キャリア教育など教科横断的な学習への配慮がされていること。

種 目	発行者	理 由
道 徳	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年に、考えたことをメモして話し合いに活用できる「つぶやき」を配置するなど、考えを深め、判断し、表現する力を育む活動に対して、効果的な工夫がされていること。 ・SNS トラブルに対応する情報モラル教育やいじめ問題等に関して、自ら問題を見出し、考えを深め、判断する力などを育む活動への配慮がされていること。 ・興味関心や問題意識が高まるよう、多様な教材を配置する中で道徳性に関わる成長を自ら実感したり、新たな課題や目標を持ったりするなど、よりよく生きていくための資質・能力の育成を図りやすい工夫がされていること。

日程第 1 1

議案第 2 5 号

令和 7 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する
教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 3 条及び第 1 4 条の規定
に基づき、令和 7 年度使用の小学校及び中学校用教科用図書のうち、学校教育法附則
第 9 条に規定する教科用図書を採択しようとするものであります。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する
教科用図書の採択について

令和7年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、次のとおり採択する。

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、令和7年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料〈令和6年6月北海道教育委員会作成〉のすべての図書を採択する。

○学校教育法（抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

② 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

③ 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)については、政令で定める。

（昭二八法一六七・昭四五法四八・昭五八法七八・平一一法一六〇・一部改正、平一九法九六・旧第二十一条線下）

附 則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項(第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

（昭二八法一六七・全改、昭三六法一六六・平一〇法一〇一・平一一法一六〇・平一八法八〇・一部改正、平一九法九六・旧第一百七条・一部改正）

日程第12

議案第26号

芽室町中央公民館指定管理者の指定の件

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく、芽室町中央公民館の管理を行わせる指定管理者の指定に当たり、同法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

令和6年8月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

議案第17号

芽室町中央公民館指定管理者の指定の件

芽室町中央公民館の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

令和6年9月3日提出

芽室町長 手 島 旭

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
名 称 芽室町中央公民館
所 在 地 芽室町東3条3丁目1番地
- 2 指定管理者
所 在 地 帯広市南町南7線56番地7
名 称 一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団
代表者名 理事長 長澤 秀行
- 3 指定期間
自 令和 7年 4月 1日
至 令和12年 3月31日

説 明

指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

1 審議結果

一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団を指定管理者として適当であると認める。

2 施設名称と所在地

施設名称	所在地
芽室町中央公民館	河西郡芽室町東3条3丁目1番地

3 応募団体（1者）

団体名	所在地
一般財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団	帯広市南町南7線56番地7

4 審議経過

募集期間	令和6年5月30日～令和6年7月10日
第1回選定委員会 (令和6年8月8日)	・ 募集経過、結果報告、応募者提案内容の説明 ・ 評価方法の審議 ・ 提案内容の審議・評価
最終確認 (令和6年8月13日)	・ 選定評価、結果報告書の確認

5 審議手順

- (1) 募集要項、事業計画書等により要求水準が満たされているか確認した。
- (2) 担当課及び応募団体の同席により、疑問点を確認した。
- (3) 次の表のとおり審議項目と視点を設定し評価を行った。

審議項目	視点	配点
(1)利用者の平等な利用確保	①公共施設として利用の平等性が確保されているか	5
	②利用者接遇に対する考え方	5
(2)利用者に対するサービス向上	①利用者目線のサービス提供に対する考え方	5
	②利用者への情報提供の考え方	10
(3)施設効用の最大限発揮	①公民館講座の企画・運営	5
	②自主事業の企画内容と実現性	10
	③個別事業運営に対する考え方	10
	④利用者の自発活動支援について	5
(4)施設の適切な維持管理	①施設、設備維持の考え方及びその実施する内容	10
	②人員配置・体制(危機管理含む)	5
(5)管理経費の縮減	①管理経費縮減策について	5
	②事業費の妥当性	5
(6)安定した管理能力	①安定した管理能力があるか	5
(7)地域住民の意見の反映	①利用者意見の反映策及び苦情解決	5
(8)提案価格	提案価格	10

6 評価結果について

審議	一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団
総合点数	69.50点/100点
<p>【付点方法】</p> <p>視点ごとに付点する。配点は通常項目を最大5点、重点項目を最大10点とし、その6割の3点と6点を基準とした。</p> <p>全項目の合計は100点（基準点は60点）であり、各委員の評価点の平均を総合点数として決定した。なお、総合点数が基準点である60点を超える場合は指定管理者として適当とした。</p>	

7 適当と認めた理由について

一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団の総合点数は基準点を上回る69.50点である。

現在、芽室町中央公民館を管理運営しており、指定管理期間中の大きなトラブルもなく、加えて帯広市民文化ホールなどの管理実績もあることから、今後も安定した運営が期待できる。また、毎年度実施している事業評価においても公の施設としての役割を十分認識の上業務に当たっていると評価されている。

次年度以降の業務に係る提案については、これまでの管理実績を踏まえた上で町民ニーズの把握に取り組み、利用促進・サービス向上に努めるとともに、自主事業においては商業と文化芸術や生涯学習を融合させた販わい創出事業の企画・実施が提案されており、施設管理・運営や自主事業に積極的に取り組む姿勢が伺える。

加えて、施設の延命化や設備等の修繕計画についても認識しており、町との連携も踏まえた中で先を見据えた対応が期待できる。

以上審議の結果、指定管理者として適当であると認めるものである。

8 芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	佐野 寿行	副町長
委 員	岩野 真志	民間人有識者
委 員	早苗 博司	民間人有識者
委 員	塚田 直子	民間人有識者
委 員	佐々木 快治	総務課長
委 員	佐藤 季之	都市経営課長

第十章 公の施設

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

日程第13

議案第27号

令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和6年8月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第40-4号

令和6年8月28日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。